

委員会提出議案第7号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月1日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 神崎 功

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第7章 [略] 第8章 補則（第158条・ <u>第159条</u> ） 附則  （準用規定） 第64条 質問については、第60条の規定を準用する。	目次 第1章～第7章 [略] 第8章 補則（第158条） 附則  （準用規定） 第64条 質問については、 <u>第56条及び第60条</u> の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。